

平成 29 年 11 月 21 日

【第四回】 ペットボトルリサイクルの在り方検討会

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

(1) ペットボトル指定法人ルート運用見直し計画 中間報告について

(2) その他

【報告事項】 中国の固体廃棄物輸入規制に関する動向

<資料>

①議事次第

②【資料 1】 ペットボトル指定法人ルート運用見直し計画 中間報告

③【資料 2】【報告事項】 中国の固体廃棄物輸入規制に関する動向

以上

第4回ペットボトルリサイクルの 在り方検討会

ペットボトル指定法人ルート 運用見直し計画 中間報告

平成29年11月21日(火)

(公財)日本容器包装リサイクル協会

これまでの経緯

「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」(平成28年5月)に基づいて、指定法人ルートの再商品化業務を効率化するための点検作業の実施に向け、平成29年6月23日に開催された第3回検討会で検討することとなっていたが、時間切れのため持ち越しとなった。

その後、協会では、各委員に個別に説明を行った上で、「ペットボトル指定法人ルート運用見直し計画(案)」について承認をいただき、点検作業を進めてきた。

協会内部で事務的に判断し、実行できることは進め、重要な項目については、外部関係者・有識者によるワーキングチームを設置し、そこでの検討結果も踏まえた上で、検討を進めてきた。

本日、現在までの検討状況をご報告し、いただくご意見を踏まえて、今後、点検作業を進めていきたい。

ワーキングチーム

(敬称略)

区 分	所 属 名	役職・部署	氏 名
特定事業者	PETボトルリサイクル推進協議会	総務企画委員会 副委員長	秋野 卓也
市町村	(公社)全国都市清掃会議	循環型社会形成推 進部長	小川 和明
市民・消費者	(公社)日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会	常任顧問	辰巳 菊子

これまでの実施日程及び予定

【】内は指定法人の機関決定のルート

- 第1回ワーキング 10月16日(月)
- 【平成29年度第2回事業委員会】 10月19日(木)
 <運用見直し計画(案)について検討会へ一任することを承認>
- 平成30年度に向けた市町村説明会 11月 9日(木)～15日(水)
 <重点項目(5)引き取り品質ガイドライン及び
 ベール品質評価基準の変更を説明>
- 第2回ワーキング 11月16日(木)
- 第4回検討会 11月21日(火)
- 【平成29年度第2回定時理事会】 12月 1日(金) <審議事項>
- 【平成29年度臨時評議員会】 12月11日(月) <報告事項>
- 平成30年度上期入札説明会 12月15日(金)
 <入札スケジュール公開>

ペットボトル指定法人ルート運用見直し項目一覧

・協会内部の点検作業で抽出された項目一覧

分 類		項 目
1	重点項目	入札時期の変更(今より遅らせる)
2		3ヶ月ルールの改正(有償分のみ)
3		有償落札分べール代金の支払い方法の変更
4		有償拠出金の支払い時期の変更
5		べール品質についての情報共有(評価項目、評価基準などの改正)
6		有償拠出金における消費税の取扱い
7	市町村関連	引き取り車両・頻度に関する運用の明確化
8		丸ボトルの取り扱いに関する運用の明確化
9		有償拠出金算出方法の説明
10		市町村担当者の事務の軽減等
11		PETボトルに関する市町村向け情報発信方法の全般的見直し
12	手続き等	引取同意書の引き取り量の期中変更の運用見直し
13		様式3-2の項目見直し
14		様式4の廃止
15		登録申請提出書類の削減
16		能力査定に関する基本的考え方の見直し
17		入札条件リストの項目見直し(追加)

- ・上記抽出項目の内、1～5の重点項目については、本検討会にて審議を行う。
- ・6の重点項目については、制度所管省庁と相談し、平成31年度以降の実施の可能性を検討する。
- ・その他の項目については、協会内部で点検作業を進め、順次実施していく。

1.入札時期の変更(今より遅らせる)

①措置の内容・必要性

- ・ペットボトルのリサイクルは、市況に大きく影響されるため、再生処理事業者からは、入札時期を遅らせ、入札締切から契約・引き取り開始までの期間の短縮を要望する声がある。

②懸念点・課題

- ・市町村・再事の実務、協会内部作業を踏まえた短縮可能日数の把握
- ・コストと効果

③協会での検討結果

- ・市町村・再事の実務、協会内部作業を踏まえ、入札締切日を例年より18日間後ろ倒しすることが可能。
- ・必要なシステム変更にかかる費用は少額で、平成29年度予備費にてまかなうことが可能。

④ワーキングチームからの意見

- ・コストに見合った効果なら実施。ただし、検証し再度検討する。

⑤結論

- ・平成30年度上期入札より実施する。
- ・市町村、再生処理事業者にアンケート調査を実施し、効果や改善点の検証を行う。また、ペットボトル以外の3素材への適用についても実態・ニーズを踏まえて検討を行う。

2.3ヶ月ルールの改正（有償分のみ）

①措置の内容・必要性

- ・現状は、分別基準適合物の引き取りから再商品化製品（フレーク等）の在庫を3ヶ月以内に販売しなければならないこととしており、再生処理事業者にとっては売り時の選択肢が制限され、価格交渉において不利な立場になっているケースもある。

②懸念点・課題

- ・有償落札分ペール代金の支払方法の変更が必要（→重点項目3）
- ・大幅なシステム変更が必要

③協会での検討結果

- ・再商品化の期限を引取後3ヵ月以内とし、販売については特段期限を設けない。

④ワーキングチームからのご意見

- ・販売期限については何らかの制約が必要ではないか。
- ・販売先・用途等トレーサビリティの確保と情報開示の徹底が重要。

⑤結論

- ・販売期限についての制約の在り方や他素材への適用等を総合的に検討し、平成31年度以降実施目標とする。

3.有償落札分べール代金の支払い方法の変更

①措置の内容・必要性

- ・重点項目2の3ヵ月ルールを撤廃した場合、現行では再商品化製品を販売をしなければいつまでも支払が行われないというリスクがある。

②懸念点・課題

- ・大幅なシステム変更が必要
- ・再商品化業務規程の改訂が必要（理事会、評議会での承認、主務大臣の認可）

③協会での検討結果

- ・市町村引取月の3ヵ月後月末払い（引き取り数量×落札単価）
- ・逆有償分は除外（現行通り 販売数量÷再商品化率×落札単価）

④ワーキンググループからのご意見

- ・再生処理事業者の資金繰り等に配慮しながら進めるべき。

⑤結論

- ・平成31年度実施目標とする。

4.有償拠出金の支払い時期の変更

①措置の内容・必要性

- ・指定法人ルートでは協会から市町村に対して年2回(3月、5月)有償拠出金の支払を行っている一方で、独自処理市町村の場合は、引渡しの翌月に支払が行われることが多く、市町村にとっては収入見通しや資金繰りにおいて指定法人ルートのほうが不便な運用となっている。

②懸念点・課題

- ・市町村のニーズの把握
- ・システム変更の必要性・範囲の検討

③協会での検討結果

- ・指定法人ルートを利用している市町村にアンケートを実施したところ、現行どおりで良いという市町村が多数(85%)だったため、運用変更は行わない。

④ワーキングチームからのご意見

- ・協会案のとおり対応を希望。

⑤結論

- ・運用変更しない。

5.ベール品質についての情報共有 (評価項目、評価基準などの改正)

①措置の内容・必要性

- ・市町村からの引き取り品質ガイドラインとベール品質調査の項目が整合していないため、市町村や再生処理事業者にとって分かりにくい運用となっている。
- ・現在、市町村・市民の努力により、95%がAランクになっており、市町村・再生処理事業者双方にとって有用な情報になっているか検討する必要がある。

②懸念点・課題

- ・市町村・再生処理事業者のニーズの把握

③協会での検討結果

- ・市町村・再生処理事業者に対して行ったアンケート調査を踏まえて、ガイドラインとベール品質調査の項目を整合させる。
- ・加えて、再生処理事業者が重要視する項目の配点を高めに設定するなど、実態・ニーズに即した配点基準とする。

④ワーキングチームからの意見

- ・協会案のとおり対応を希望。

⑤結論

- ・平成30年度入札より実施するため、引き取り品質ガイドラインとベール品の品質ランク区分及び配点基準を変更し、市町村に配布済み。

重点項目以外の手続き等(7～17)について

・7～17は軽微な項目のため、協会で適宜実行する。

連番	分 類		項 目	
7	手続き等の 軽微項目	市町村関連	引き取り車両・頻度に関する運用の明確化	実施済(平成30年度)
8			丸ボトルの取り扱いに関する運用の明確化	実施済(平成30年度)
9			有償拠出金算出方法の説明	実施済(平成30年度)
10			市町村担当者の事務の軽減等	実施済(平成30年度)
11			PETボトルに関する市町村向け情報発信方法の全般的見直し	企画広報部と協働
12		再生処理業者関連	引取同意書の引き取り量の期中変更の運用見直し	事業部内規見直し
13			様式3-2の項目見直し	平成31年度登録申請
14			様式4の廃止	平成31年度登録申請
15			登録申請提出書類の削減	平成31年度登録申請
16			能力査定に関する基本的考え方の見直し	平成31年度登録申請
17			入札条件リストの項目見直し(追加)	平成31年度上期入札

運用見直し計画の実現に向けた 推進プロジェクトについて①

1. プロジェクトの目的

- PETボトル再商品化業務の見直し内容を実際の業務として具体化するためには、主務大臣認可を必要とする再商品化業務規程の改定を含む諸手続き、関連する業務フローの確立、業務システムの構築などが必要。
- 特にシステム構築に関しては、全ての仕様が確定してからリリースまでは約1年が必要。
- そのためには協会内外の関係部署の協力のもと、業務変更の影響範囲を網羅的に確認しながら厳格なスケジュール管理を行うことが必要。

運用見直し計画の実現に向けた 推進プロジェクトについて②

2. プロジェクトの構成

①プロジェクトオーナー 代表理事専務

②推進責任者 PETボトル事業部長

③組織体制

1)総合調整チーム ～ リーダー:事務局長

メンバー:常勤理事、推進責任者、他

2)業務検討チーム ～ リーダー:総務部長

メンバー:総務部(総務、経理)、
企画広報部(法務、広報担当)、
オペレーションセンター、他

3)システム検討チーム～リーダー:企画広報部長

メンバー:総務部(経理)、企画広報部
(システム担当)、他

以上

第4回ペットボトルリサイクルの 在り方検討会

【報告事項】中国の固体廃棄物輸入規制に関する動向

平成29年11月21日(火)
(公財)日本容器包装リサイクル協会

1. 経緯

- 2016年～2020年 第13次5カ年計画

循環型発展に意を用いた関連政策(計画)の制定を重視。

- 2017年4月18日 習近平国家主席が主催の会議

習近平主席が、生活環境保全、人民の健康保全、固体廃棄物処理の健全化を目的に、輸入禁止など固体廃棄物管理の徹底につき演説。

- 2017年5月 2日 「循環発展引率行動」公布・実施

国家発展改革委員会を中心に14の政府機関の連名で公布・実施。
経済のグリーン転換を促進することを目的としている。

- 2017年7月15日 中国政府がWTOに対し、固体廃棄物に関し輸入禁止の措置をとる旨を通告。

1. 経緯

- 2017年7月18日 中国国務院弁公庁が「固体廃棄物輸入管理制度改革実施案の通知」を發布

【目的】

海外ゴミの輸入を全面的に禁止するため、固体廃棄物の輸入管理制度の改革を推進し、国内の固体廃棄物の無害化を促進し、資源化利用、生態環境の安全と人民大衆の身体健康保護のため実施案を制定する。

【目標】

- ・2017年末までに、環境への危害が大きく、大衆が求める固体廃棄物の輸入を全面的に禁止する。
- ・2019年末までに、国内の資源で代替可能な固体廃棄物の輸入を段階的に停止する。
- ・資源ゴミの密輸に対する高圧的態度を保持し、海外ゴミの輸入を徹底して防ぐ。
- ・資源節約と集約・利用を強化し、国内固体廃棄物の無害化、資源化利用のレベルを全面的に高め、国内資源の不足分を補う。

⇒**輸入管理監督制度の強化を行う。**

1. 経緯

・ 2017年8月10日 2017年輸入廃棄物管理目録に関する公告

(環境保護部、商務部、国家発展改革委員会、税関総署、質検総局の連名による公告)

【内容】

・固体廃棄物汚染環境防治法、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約、固体廃棄物輸入管理法、その他関連法規に基づき、輸入禁止固体廃棄物目録等を修正する。

・具体的には4類24種の固体廃棄物を、輸入禁止固体廃棄物目録に追加する。その中でPETボトルに関連する項目として、下記の内容が追加された。

・本公告は2017年12月31日より執行するものとする。

種別	税関商品番号	廃棄物の名称
生活由来廃プラスチック	3915901000	PETのスクラップ及び切れ端、PETボトル(方形包装)ゴミは含まない
		PETボトル(方形包装)ゴミ

1. 経緯

- 2017年10月18日～24日 中国共産党第19回全国代表大会

【内容】

党大会報告(全13章)では、第9章「エコ文明体制改革を加速し、美しい中国を建設」と題し、グリーン経済・社会の進展、汚染防止など生態環境の根本的改善が明記され、監督管理機関の新設による生態環境破壊行為に対する断固とした阻止、処罰の方向性が示された。

2. 協会の対応

- 平成29年9月4日から9月10日にかけて、PETボトルリサイクル推進協議会と合同で、上海で行われた第13回国際再生ポリエステル会議への参加と、併せて中国におけるPETボトルのリサイクル事情及び固体廃棄物輸入禁止措置への対応状況を把握する為、中国の大手再生繊維メーカー等を訪問した。
- 訪問先には、北京の在中国日本国大使館、日本から輸入したPETボトル再生材を使用する中国大手再生繊維メーカー数社、更に中国のリサイクル事情に精通する諸機関関係者と面談を行った。
- その結果、中国のPETボトル再生材利用事業者での輸入禁止への対応が進んでおり、輸入ライセンス枠の残りも少ないことから、期限である今年12月末を待たずに日本からの輸出が止まる可能性があることが確認された。

3. 協会への問い合わせ

- 平成29年度9月頃より、協会宛に本件に関連した問い合わせが約30件あった。

（市町村20件、再生処理事業者6件、その他4件）

【問い合わせ内容】

市町村：独自処理市町村からの平成30年度の申込みについて（13件）

：併用市町村の協会分の増量について（4件）

：中国関連の影響について（3件）

再生処理事業者：独自処理の落札状況、海外市況等（4件）

：再生処理時に発生した残渣が有価物から廃棄物に変更（2件）

その他：マスコミ、独自処理事業者から中国の影響について（4件）